

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 03 分

閉会時間 午前 11 時 40 分

日時 平成 28 年 11 月 9 日（水）

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 皆川 巖 石井 脩徳 桜本 広樹
遠藤 浩 猪股 尚彦 奥山 弘昌 渡辺 淳也
宮本 秀憲 早川 浩 上田 仁 佐藤 茂樹
清水喜美男 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 山田 一功

説明のため出席した者

農政部長 大熊 規義 農政部理事 西野 孝 農政部次長 岡 雄二
農政部技監 渡邊 祥司 農政部技監 相川 勝六
農政総務課長 丹澤 尚人 農村振興課長 清水 一也
果樹・六次産業振興課長 安藤 隆夫 販売・輸出支援室長 大久保 雅直
畜産課長 鎌田 健義 花き農水産課長 原 昌司 農業技術課長 依田 健人
担い手・農地対策室長 中村 毅 耕地課長 福嶋 一郎

監査委員事務局長 秋山 剛 監査委員事務局次長 渡辺 健

公営企業管理者 一瀬 文昭 企業局長 赤池 隆広 企業局次長 末木 鋼治
企業局技監 日向 一郎 総務課長 清水 義周 電気課長 浅川 晴俊

出納局次長（会計課長事務取扱） 鷹野 正則

議題 認第 1 号 平成 27 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 27 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 総括審査は、決算状況の質疑とともに、意見がある場合はあわせて発言を願い、意見書の提出があった委員には、意見書記載の意見とあわせて発言を願った。
審査の順序は、認第 1 号議案について午前 10 時 5 分から午前 11 時 6 分まで農政部・監査委員事務局関係、認第 2 号議案について午前 11 時 18 分から午前 11 時 40 分まで企業局関係の総括審査を行った。

質 疑

農政部・監査委員事務局関係

（陸上養殖チャレンジ事業について）

桜本委員

それでは、主要成果説明書 43 ページに記載されています事業内容について幾つかお伺いいたします。

去年ですが、私は農政産業観光委員会の委員長を務めさせていただいた関係で、この事業については非常に心配をしてきたところでもあります。業者のリスクや事業を進めるための準備期間と、具体的な対応について伺います。協議会としては 4 回、特にトラフグですとかチョウザメだとか、そういった協議会の中で話も 4 回ほど開催したという状況のようですが、事業はほかにどんな進め方をされていたのかまづお伺いをいたします。

原花き農水産課長

陸上養殖チャレンジ事業では、平成 27 年 8 月 18 日に陸上養殖に関心のある団体・個人数十名からなる協議会を設立したところでございます。この協議会におきまして、陸上養殖の研究者や、既に他県で先進的に事業に取り組んでいる方など、専門家を招いた研修会の開催や、先進地視察研修を行いまして、陸上養殖に対する理解を深めるとともに、経営シミュレーションの作成による採算性の検証等を行いまして、事業展開の方向性について検討を行ってきたところでございます。以上でございます。

桜本委員

当初は、団体、個人というふうな形で大分参加者も入れかわったようなことを聞いております。その中で、事業展開はどんなふうに進めていくことが決まったんですか。その団体と個人の入れかわり等も含めて、ちょっと説明してください。

原花き農水産課長

陸上養殖の展開につきましては、協議会の中で最も関心の高かったトラフグ養殖についてまず取り組んでいくこととしております。つきましては、生産・流通・加工・販売等からなる特産品開発グループ設置検討会というものを設立しまして、その検討会で陸上養殖を行う場所や生産規模、売り先等について検討を進めてきたところでございます。今、ご指摘がございました個人、会社の話につきましては、現在調整中でございますが、数社から生産希望があったため、各事業者と実現の可能性について調整を進めてきてございます。いずれにしても事業を推進するに当たってはグループ化というようなことで進めていくことを考えてございます。以上でございます。

桜本委員

この陸上養殖というのは後藤知事の肝いりの事業ということで、過去、本県においてもこういった調整もしてきたわけなのですが、なかなかうまく事業展開まで行かなかったという経緯も聞いております。その中で、これをやはり山梨のブランドとしていくためには、やはり長期的な視野に立たなければならないという考え方もあるのですが、そうは言っても成功するのか、失敗するのかということも早めに結論は出さなければならない部分もあります。事業展開をしていく上で、山梨の観光の中の食材として価値を高めていくといった部分も当然必要ではありますが、それに伴ってこの事業が黒字になっていくという、そういったスキームを資金繰り等も含めながら、どんなふうに進められるのか、その中でどのように事業として黒字に乗せていくのか、その辺のご説明をお伺いします。

原花き農水産課長

委員ご指摘のように、陸上養殖モデル事業は、観光セクションとのタイアップによりまして、早期に経営の安定、軌道に乗せていくということが大切だと思って

おります。つきましては、モデル施設の整備を支援するに当たりましては、陸上養殖協議会が中心となりまして、生産部門のみならず流通、加工、それから実需者であります県内旅館組合からなるグループ化によりまして、マーケットインへのアプローチにより経営シミュレーションを行いつつ、収益性の確保に努めていきたいと考えております。

それから、特産品開発グループの形成によりまして、需要見込みに基づいた計画生産、生育したトラフグのスムーズな出荷活用が可能となるように、継続してグループの事業推進に関しまして陸上養殖協議会が中心となり、経営面も含めて助言、調整を行っていく予定でございます。具体的には、協議会におきまして金融機関等の専門家が経営管理についてアドバイスをしていきますし、それから、県の水産技術センターが養殖技術あるいは魚病の発生防止などにつきまして指導をしていくという考え方でございます。また、生産されたものにつきましては、地産訪消を進めるなど、観光業界と連携をしまして販路拡大がされていくことが大切でございますので、新たな特産品として定着するよう、ソフト面におきまして引き続き様々な支援を行っていききたいと考えてございます。以上でございます。

桜本委員

この質問の最後に、トラフグ、チョウザメというようなことで2つを攻めていくのか、あるいはどこかの時点で1つに絞っていくのか、その辺の考え方を伺って終わりにします。

原花き農水産課長

陸上養殖の事業につきましては、今、委員からお話がありましたように、トラフグ、チョウザメといった魚種を考えております。当面はトラフグということで進めさせていただきますが、予定でいきますと3年間でそれぞれ3魚種ということで取り組みを進めていきたいと考えてございます。つきましては、県外の先進事例とか、あるいは県内の実需者の意向とかも勘案しまして、今後、魚種の選定につきましては協議会の中で検討していくというふうに考えてございます。以上でございます。

（不用額について）

桜本委員

次に、主要成果説明書53ページに記載をしている事業の内容についてまず伺います。今回、果樹園芸等振興費が予算額1,252万円に対して決算額が573万円余となっており、670万円余の不用額が生じています。執行額より不用額が多いことから、十分な事業効果が得られていたのか、そんなところをちょっと不安視するところではありますが、不用額が発生した理由についてお聞きします。

安藤果樹・六次産業振興課長

御説明申し上げます。甲州種の栽培の実態調査につきましては、当初、県営の事業として国勢調査と同じような体制で、県が直接調査員をアルバイトとして雇用しまして、調査をすることで1,252万円の予算を計上したところでございます。しかし、実際に事業を執行する段階で一般的な調査員では甲州ブドウのことをよくわかっていないということで、一から教えなければならぬとか、どこで甲州ブドウをつくっているか調査員の皆さんにはもともとの基礎知識がないということから、地域の実情に一番詳しい、農家のことに一番詳しい農協さんに委託することのほうがより効果的ではないかということでございまして、JAのほうからも積極的に調査に協力したいということの確約が得られたことから、地域の実情により詳しいJAさんのほうに委託という形でこの事業を調査したところでございます。

執行額が少なかった理由につきましては、JAさんのほうはもともと地域の実情に詳しいということで、ほぼ、どこの方がどれだけ甲州ブドウをつくっているかと

いうことの事前の予備知識があったということで、その調査に要する人件費、要は、一般的な調査員ですと 10 人かかるところが J A のほうですと 3 人ぐらいの人工でできるというようなことから、同じような効果がある調査をしても事業費が圧縮されたということをごさいます。今回の調査によっていろいろな成果が得られたところをごさいます。以上をごさいます。

桜本委員

順序として、まずそういった、必ず地元には農協という組織があるわけですから、まずはそこに話をして、委託を受けるかどうかという。今の話を聞いていると、本当に物事の順序が逆になっているような気がいたしますが、その辺、予算を盛ってから農協までの接触というのはどのぐらいの期間、間があったんですか。

安藤果樹・六次産業振興課長 予算につきましては、26 年度の 2 月補正ということで、27 年の 3 月に議決していただいたところをごさいます。それを繰り越しまして、4 月から事業を開始ということになっておりまして、そのときに調査員を雇う場合にも農協さんのほうにこういう事業というふうなことを説明をさせていただいたところをごさいます。そういった中で県のほうで、じゃあ実際に調査員を雇う場合でしたら、先ほど言ったように、国勢調査のように全員に用紙を配って、全員から回収するという体制よりも、農協さんのほうがつくっている人がわかるということで配る対象も絞れるというようなことで 4 月から農協さんのほうと調整させていただいて、そういうことで変えようということを実際に変えて調査をしたところをごさいます。以上をごさいます。

桜本委員

不用額であればというような考え方をなくしていただいて、やはり決めていくには物事の契約の順序、あるいはある程度自分たちの中でもやっぱり市場調査というか、どういうやり方をしていったらいいかということをごさいます。これを慎重にこれからは考えていくべきだと思います。

その中で、今回甲州種の栽培者の意向の調査をされていた中で、どんな結果が出て、それをどんなふうにごさいます。今後、その調査の中身を生かしていくのかお聞かせください。

安藤果樹・六次産業振興課長 この調査では、笛吹市、甲州市、山梨市の農家に対して調査を行ったところをごさいますけれども、我々の今までの認識ですと、甲州市は 3 割ぐらいが観光とか生食向けがあるんじゃないかというところをつかんでいたところをごさいますけれども、この調査の結果、農家の現在の醸造向けの仕向け量は 90.6% ということで、ほぼ甲州種はワイン用として使われているというようなことで、今後、ワイン用の甲州種を増やしていくためには、現状を守って、さらに新しく植えていかなければ、ワインメーカーの期待に応えられないということがわかったところをごさいます。

また、栽培農家のうち、栽培を拡大したいという農家は 24% ごさいます。ただし、一方、栽培を縮小したいとかやめたいという農家が 16% おりましたので、この 16% の農家の、要は甲州種の畑の栽培を拡大したい農家にいかに円滑に継承させていくかとか集約させていくかということが課題をごさいます。現在、そのような観点から縮小する農家と拡大する農家、または今後新規参入したい、新しくブドウ農家になりたい方とのマッチングを、園地情報とか、そういうものに基づきましてマッチングを進めているところをごさいます。以上をごさいます。

（新産地の候補地選定について）

桜本委員

次に、新産地の候補地選定調査を、甲州市で実施したとありますが、先ほど、意

向調査は笛吹、山梨、甲州で行ったと。そして、新産地の候補地選定については甲州市で実施したということですが、どんな目的で、具体的にはどんな調査を行ったのかお聞きいたします。

福嶋耕地課長 この調査は耕作放棄地を有効に活用しまして、新規の就農者や農業生産法人など、多様な担い手による新たな果樹団地の形成を促進するために、地域内に点在する耕作放棄地などの現地調査や土地所有者の意向についてアンケート調査を行って、まとまった農地の確保に向けた地域の合意形成を図るものでございます。以上でございます。

桜本委員 耕作放棄地も甲州市にも点在をしているというような結果が出ているようなのですが、やはり地域の中で協力者、1人や2人ではできないということもありますし、地域がどんなふうスムーズに行っていくかということが大事になっていくかと思うのですが、この調査結果をどのように今後活用して、新しい産地の形成に努めていくのか、甲州市でありながらも耕作放棄地にしてしまった、そこをまた改めてもとに戻していくということは非常に大変な努力が必要かと思うのですが、その辺の気構えというか、どんな状況でございますか。

福嶋耕地課長 27年度に行った調査の結果によりまして、土地所有者の今後の営農の意向を把握できましたことから、こうした方々の地域のニーズを反映した土地利用計画を策定し、新たな産地の形成に向けた合意形成の取り組みを進めているところでございます。総論では貸して新たな団地に協力しようという声が多いところを絞り込んだわけですが、いざ各論に入りますと、やはりいろいろな先祖代々受け継いだ土地の愛着の問題ですとか、そういった個々の思いも入ってくるものですから、一朝一夕に簡単に進むものではございませんけれども、その辺を地域との話し合いを重ねながら、土地利用計画をまとめ、新産地の形成に向けた取り組みに努めて今やっていますところでございます。以上でございます。

桜本委員 私の住んでいる南アルプスも、今、西部地域の中では場整備ということで、10ヘクタール以上、2カ所、今、計画的に進んでいる状況もあります。また、今のワインブームに乗って、醸造用のブドウの耕作地を確保していくということが今、急務になっているわけなのですが、その中で今のは場整備の部分も既存で進めているものも片づかないうちに、虫食いのようにまた新たに産地を見つけようというような、非常に整合性がとれないような部分も出てきているようなのですが、やはり今あるところを正確に、マッチング等も進めながら、地域ぐるみで栽培ができる地域、そういったことを進める、あるいはマッチングとして農業生産法人をそこに結びつけていくというような、やはり、新たなという前に、既存のものをきちんとやっていきながら、その中でめどがいたら新しいものにしていくという、ちょっとその辺、整合性がとれないような動きをとっているなと思うのですが、その点についていかがですか。

福嶋耕地課長 ただ今、委員の言われるように、新たなところに手をつける前に、既に計画されているところをしっかりとやるべきではないかというご意見も私どもも肝に銘じて進めなければならないところだと考えております。具体的に既に基盤整備に着手している、例えば南アルプス西部地区などの圃場整備の計画がある地区につきましては、地元との意見交換会や、地元には必ず事業の推進協議会というものもございまずので、そういったところとも年に10回近くの話し合いを進めながら、地域のニーズ等をその中で捉えながら、市町村や、またJAなど関係機関と連携し、南アル

プス西部地区で言えば醸造用ブドウなども含めた生産拡大を視野に入れた基盤整備を、こちらのほうも積極的に進めてまいりたいと考えております。

桜本委員

最後に、先般、この地域の体育祭がありまして、いろいろな方とこの件について進捗状況なんかもお聞きする機会があったのですが、この農家の方々に、この情報があまり伝わっていない。地域の行政関係者というんですか、そういった選ばれた人たちからの意見聴取はできているかとは思いますが、もっと広く、情報を一つ一つ共有できるように、なおかつ、先ほど新しい土地についてアンケート調査、意向調査をしたというように、やはりそういった、今進んでいるところにもなかなかまとまらないというところに対してもきちんとした意向調査ということをやっぱり準備すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

福嶋耕地課長

今進めているところにつきましても、当然、意向調査等を行って実施して、地権者の方々の意向の把握を行っているところでございます。その周辺部の方々に対しては、今のところ、事業計画で受益範囲に取り込んだ圃場整備計画エリアの方々を対象に絞って、具体的に意向調査をして、例えば南アルプス西部でございますと、圃場整備への参加の意向を示している方は、下の広域農道沿いでは7割方、それから中野の上のほうの団地では半分以上が参加の意向は示しております。ですが、中の方々の意向が農地を売りたい、または貸したい、規模を縮小したいという方もいれば、引き続き御自身で耕作をしたいという方もございます。そういった意見は把握しているのですけれども、それを土地利用計画としてどうまとめていくかというものを、ただいま継続して意見交換を進めているところでございますので、できるだけその範囲を周辺の圃場整備エリアに隣接するエリアの方々の賛同を得られればまた、計画に取り込むことなども考えながら、そこだけに絞って今、進めておりますけれども、もし賛同の声があれば、そういったエリアも含めてやっていきたいと考えております。以上です。

（県産農産物の輸出拡大について）

久保田副委員長

主要成果説明書の37ページ、40ページ、そして説明資料の農の5ページから6ページということで、県産果実の輸出促進についてお聞きします。今、知事をはじめ農協、それぞれの関係の皆さんは、東南アジア市場を中心に県産農産物の販路を拡大していくためにさまざまな活動を実施されているようですが、そこで、主要成果説明書の37ページにあります27年度の売上というんですか、輸出額5億9,000万円の中の県産果実の品目別の輸出量と生産量に占める割合をお聞きします。

大久保販売・輸出支援室長

平成27年度の県産果実の品目別の輸出量につきましては、概数でございますが、桃が約371トン、これが生産量の約1%に該当いたします。ブドウにつきましては、約128トンでございます、生産量の約0.3%となっております。これ以外にも柿ですとかキウイフルーツ、スモモ、梨、オウトウ、これらがそれぞれ少量ですけれども、輸出されておりまして、桃、ブドウ以外ではトータル6トンという状況となっております。以上でございます。

久保田副委員長

海外販売もまだまだ始まったばかりで大変だと思いますけれども、努力して農家のために頑張っていただきたいなど、そう思います。

次に、輸出といってもさまざまな形があると思いますが、県産果実はどのような方法で輸出されているのかお聞きします。

大久保販売・輸出支援室長 方法、形態としますと2つの形態がございます。まず一つといたしますと、いわゆるJAが市場に出荷したものを国内の輸出事業者が市場の仲卸から買い取りまして輸出をするという形態が一つでございます。実際、桃とブドウで見ますと、全体の約97%ほどがこのスタイルをとっているということが確認できております。もう一つの方法につきましては、国内の輸出事業者が直接になりますが、JAですとか、あるいは農業生産法人、そういった方から買い取りを行いまして、輸出をするという形態でございます。これも、桃、ブドウで見ますと、全体の約3%程度ということで承知をいたしております。以上でございます。

久保田副委員長 いろいろ努力し、輸出促進のためにさまざまな事業を実施していると思っておりますけれども、それぞれどの地域をターゲットに実施したのか、また、その評価はどうなっているのかお聞きします。

大久保販売・輸出支援室長 現在、山梨県の果実の輸出額の9割以上を占めておりますのが香港、台湾でございますが、この2つの地域につきましては、現地の皆さん方の話によりますと、既に山梨県のもは定番化しつつある、ほぼ定番化してきているということから、取扱量のさらなる拡大を図ろうということで、期間限定になりますが、山梨県のフルーツショップという形で設置をさせていただいております。また、今後輸出の拡大が大幅に見込めるといふ東南アジア地域の中のシンガポール、タイ等につきましては、とにかく定番化を図っていかなければならないということで、トップセールス、それから、大体10日前後になりますが、フルーツフェアというものを実施してきております。また、意欲のある農業生産法人さんが結構おいでになりまして、そういった方々の販路開拓を図るといふ観点から、香港フードエキスポへの出展支援ですとか、あるいはシンガポール、タイ、マレーシアのバイヤーさんを山梨に呼んできまして商談会を実施しているという状況でございます。

これらのトップセールスですとか、さまざまなプレゼンテーションによりまして、現地の流通事業者または小売り事業者、こういった皆さんとしっかり関係を構築いたしまして、フルーツショップの開催につなげたり、あるいはフルーツフェアの実施につなげたりということのほか、先ほど申し上げました、農業生産法人の支援ということも加えまして、販路の開拓、それから取扱量の拡大というものが図られているというふうに考えております。以上でございます。

久保田副委員長 さまざまな活動をしているようですが、その評価を踏まえ、今後、どのように力を入れていくかお聞きします。

大久保販売・輸出支援室長 先ほどの香港、台湾の2つの安定市場、いわゆる定番化している市場につきましては、さらに面的な拡大をしっかりと図っていこうと。それから、今後可能性のある新興市場、いわゆるシンガポール、マレーシア、タイ、ここにつきましてはトップセールスなどにより構築をしました関係を継続的に育てていくということで、そこをしっかりとフォローアップをして、早期の定番化を図ってまいりたいと考えております。また、本年7月と8月に、シンガポール、マレーシア2カ国に県の常設の情報発信拠点を設置をいたしました。ここにおきましてオール山梨で本県の魅力をしっかりと発信することによりまして、周辺国も含め、県産農産物の認知度の向上を図りまして、さらなる輸出拡大を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

（公共事業に伴う取得用地の未登記について）

久保田副委員長 次に、監査委員の歳入歳出決算審査意見書から、公共事業に伴う未登記について

であります、公共事業に伴う取得用地の未登記については、毎年、監査委員の歳入歳出決算審査意見書で県有財産の適正管理の観点から、「未登記の解消に向け、なお一層努力されたい」と指摘をされております。そこでまず、平成 27 年度末における土地改良事業に伴う過年度の未登記筆数はどのくらいあるか伺います。

福嶋耕地課長 土地改良事業に伴います平成 27 年度末の過年度未登記筆数につきましては 561 筆となっております。以上です。

久保田副委員長 過年度の未登記は契約から年数がたつにつれ、所有者や、その相続人も死亡するなどし、所有者が特定できなくなるなど、時間の経過とともに登記が一層困難になっているような事例もあると思われ、迅速に対応する必要があります。そこで、過年度の未登記の解決に向けて、具体的などのような取り組みを行い、また、成果を上げているのかお伺いいたします。

福嶋耕地課長 委員の言われるように、これらについて迅速に取り組むべき課題として認識しておるわけでございますけれども、現在、各農務事務所に登記専門の非常勤嘱託職員を配置をしまして、専門に未登記の解消に当たっているところでございます。また、平成 23 年度からは各農務事務所において、過年度未登記処理方針に基づき、未登記筆ごとに再調査をいたしまして、未登記の解消に取り組んでいるところでございます。その結果、平成 22 年度末に 626 筆あった過年度未登記筆につきまして、27 年度末は 561 筆と、少しずつでありますけれども着実に減少させているところでございます。以上でございます。

久保田副委員長 努力されていることは認めますし、減少もしているとのことですが、意見書にあるようにさらなる努力が必要と考えます。どのようにして未登記解消を進めていくのか伺います。

福嶋耕地課長 過年度未登記につきましては、古い案件などは非常に相続の問題等、難しいケースも多々ございます。それらに対応するために、県用地対策連絡協議会でありますとか、県土整備部が開催する実務研修会に積極的に参加して、職員のスキルアップを図りつつ、必要に応じて専門家であります司法書士などのそういった専門家へ相談も行いながら、引き続き未登記の解消に向けて努力をしてまいり所存でございます。以上でございます。

（農業用施設の長寿命化・耐震化について）

久保田副委員長 次に、説明資料の農の 8 ページと主要施策成果説明書の 46 ページ、49 ページですけれども、土地改良事業の執行状況について伺います。歳入歳出決算概要の農の 8 ページ及び、平成 27 年度の主要施策成果説明書 117 ページで、農業用施設の長寿命化、耐震化を推進していくとしてありますが、道路等の公共インフラは高度経済成長期に建設され、建設から 50 年以上経過した施設も少なくありません。また、東日本大震災をはじめ、本年度発生した熊本地震、鳥取地震など、全国各地で地震による甚大なる被害が発生しており、公共インフラの老朽化対策、耐震化対策を早急に進めていく必要があると考えております。そこで農業用施設の長寿命化、耐震化は具体的に土地改良事業のどの事業で、どのような内容で取り組んでいるのかお伺いします。

福嶋耕地課長 長寿命化、耐震化にどのような内容で取り組んでいるかという御質問でございますが、まず、農業用施設の長寿命化につきましては、土地改良費のうち、かんがい

排水事業費を用いまして、南アルプス市の釜無川右岸地区の畑地かんがい施設など、そういった基幹的な水利施設において長寿命化対策に取り組んでおります。また、耐震化につきましては、農地防災事業費のうち、ため池等整備事業費を用いまして、北杜市、長坂町などの農業用ため池において耐震性に劣る施設の対策に取り組んでおります。以上でございます。

久保田副委員長 ただいまの答弁で、釜無川右岸の畑かんがい施設の整備に取り組んでいると言われましたが、この施設は、かつて月夜でも焼けると呼ばれた干ばつの常習地域であった南アルプスの果樹地帯に、かんがい用水を送水する重要な施設ですが、老朽化が進行している折、近年、漏水事故が多発し、その応急の復旧対策が地域の課題となっております。県では、この漏水事故の応急対策にどのように対応しているのか伺います。

福嶋耕地課長 地域での突発的な漏水事故というのは、非常に地域の農業者にとっても、また、周辺で生活している方々にも非常に大きな影響がございます。それで、畑地かんがい施設のそういった突発的な漏水事故が発生した場合は、かんがい排水事業によって県でも対応を行っている次第でございます。その対応に当たりましては、速やかにまず応急工事を行う必要がございます。応急工事を行えるように釜無川右岸土地改良区連合という、この畑かん施設を管理している土地改良区連合と連携を図るとともに、地域の複数の建設業者と協定を結んで、突発的な事故が発生した場合は速やかに漏水対策に取り組めるような体制を整えて対応しているところでございます。以上でございます。

久保田副委員長 一度漏水すると、時間もかかるし、管が古いですから、業者が県外から来て修理をするということで、大変、農家の人も困っており、インフラの老朽化対策と、また耐震化対策は早急に進めなければならない課題であります。そこで農政部は農業施設の長寿命化、耐震化はどのような方針で進めていくのか伺います。

福嶋耕地課長 まず、長寿命化対策につきましては、基幹的な農業水利施設において各施設ごとに保全計画を策定します。そのコストの低減を図りつつ、補修や改修を進めてまいりたいと考えております。また、耐震化対策につきましては、既に農業用ため池などの概略の耐震調査を進めております。その中で、耐震性に不安がある施設もございますので、これらにつきましては市町村とも相談し、また連携しながら、具体的な事業化に向けた整備の話し合いの調整を進めて、できるところから迅速に整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

（温暖化に対応した農業技術等の普及推進について）

清水委員 主要施策成果説明書の 111 ページ、温暖化に対応した農業技術等の普及推進についてお尋ねいたします。世界中からブーイングを受けていた日本が昨日やっとパリ協定を批准したということで、2030年に向かってスタートが切れたわけなのですけれども、私ども山梨県も他の市町村が都道府県に先駆けてきちんと温暖化対策をやるということは、これ自体、ものすごくPRにもなるし、山梨県の存在価値を示すことになるというふうに思って、ものすごく大きなテーマだと、そんなふうに常日ごろ思いながら、ちょっと二、三質問させていただきたいと思っております。

まず、この 111 ページにあります温暖化に対応した農業技術等とありますけれども、この農業技術とは具体的に何を言っているのかというのを御説明いただきたいと思っております。

依田農業技術課長 温暖化につきましては、委員御指摘のとおり、気温の上昇、あるいは集中豪雨や台風の増加、こういった天候不順をもたらしております、県内の農業におきましては降雨によるブドウの着色不良、あるいは米の胴割れなどを発生させているところでございます。ぶどうの黒系、赤系、この着色不良につきましては、ブドウの幹の表面上、リング状、約 5 ミリの幅程度でございしますが、傷を入れまして、栄養分を実のほうに供給することで着色を促す技術がございします。また、米の胴割れ、これにつきましては、稲穂が形成される時期に窒素肥料を施して胴割れの発生を低減させる技術がございします。以上でございします。

清水委員 そうした技術を農協とかそういった関係者を含めて今後徹底推進をお願いしたいなど、こんなふうに思います。その農業技術なのですけれども、27 年度はその普及技術そのものはどんな計画になっていたのかお尋ねいたします。

依田農業技術課長 本県の農業分野の基本指針でございします新・やまなし農業大綱におきましては、地球温暖化や異常気象に対応した農業技術の導入を推進すると位置づけております。各普及センターにおきましては、毎年度普及計画を作って技術普及をどう進めていくかというところでやっておりますが、やまなし農業大綱のこれを受けまして、各普及センターにおきましては平成 27 年度の普及計画に果樹、野菜、水稻など、各産地の強化を位置づけておりまして、この計画に基づきまして講習会の開催ですとか J A の生産部会などでの情報提供を行いまして、農業技術、この普及を図ったところでございします。以上でございします。

清水委員 ありがとうございます。その次に、温暖化に対応した新品種という文言があるのですけれども、これだけ異常気象が進んでくると、新品種の対応というのがすごく重要になってくると思うのですけれども、具体的にどのような内容をやってきたのか、新品種とは何かということについてお尋ねいたしたいと思います。

依田農業技術課長 先ほど、温暖化に伴いまして、高温によるブドウの着色不良ですとか米の胴割れが発生しているというように申し上げました。ブドウにつきましては、高温でも着色良好な黒系の新品種としまして果樹試験場が開発しました「甲斐のくろまる」という品種がございします。「甲斐のくろまる」につきましては昨年度から市場出荷を始めたところでございします。また、水稻におきましては、稲穂の形成時期が遅く、胴割れしにくい品種といたしまして「ヒノヒカリ」という品種がございします。これにつきましては、総合農業技術センターで本県の栽培適正を確認し、県内への普及を図ったところでございします。以上でございします。

清水委員 私は新品種の改善、改良というのは当然あるのですけれども、全く新しい考え方で、来たるべき温暖化に対応した新しいジャンルの新品種と、そういったようなものも今後必要かなというふうに思います。

次の質問なのですけれども、今、御説明いただきました新品種の普及ですね。それはそのものはどんな形で、どのようにされてきたのか御説明をお願いいたします。

依田農業技術課長 本県の試験場で育成しました新品種につきましては、県内での早期産地化、これを図るために、県のオリジナル品種といたしまして、県ですとか J A の皆さん、それから生産者の皆さん、あるいは苗木組合等で構成いたしますオリジナル品種ブランド化推進会議、これが中心となりまして、苗木の増殖から農家への供給までを一元的に行ったところでございします。また、新品種の特長や栽培方法につきましては、各試験場におきまして成果発表会を開催いたしまして情報提供を行うとともに、

普及センターにおきまして J A の指導員さんですとか、あるいは農業者の方々を対象に 1 8 1 回の栽培研修会を開催し、普及を図ったところでございます。以上でございます。

清水委員

ありがとうございました。今後は、その新品種は温暖化に対応した絶対的な内容だということを徹底するということがすごくこの新品種の普及には重要だと思いますので、ぜひその辺のところをお願いしたいと思います。

（県産農産物のブランド強化について）

続きまして、もう 1 点、主要施策成果説明書 3 8 ページの県産農産物のブランド強化についてお尋ねしたいと思います。パイヤーを招聘した産地見学会をやったというふうにあるのですけれども、この産地見学会というのはすごく重要だと思うのですけれども、具体的に誰がどのように、いつやられたのかというところを御説明をお願いいたします。

大久保販売・輸出支援室長 この産地見学会につきましては、昨年 9 月になりますが、都内の百貨店等から 1 2 名の青果パイヤーさんを県内に招聘をいたしました。本県、9 月にちょうど「シャインマスカット」の最盛期を迎えておりましたので、その「シャインマスカット」の優秀園地を視察をしていただきまして、生産者としてしっかり意見交換をさせていただきました。そうした中で、生産者の熱意、それから品質の高さ、そういったものを十分御理解いただいたところでございます。また、あわせて、果樹試験場のほうの視察もお願いいたしまして、ブドウの「藤稔」、それから、オリジナル品種の「サニードルチェ」、こういったブドウの栽培技術、あるいは栽培状況を十分視察をいただきまして、本県の多彩な品種と、それから品質の高さをしっかり御理解をいただけたと考えております。以上でございます。

清水委員

ありがとうございました。産地を直接訪ねて、見て確認するというのは、一番説得力がある内容なので、ぜひこれからも大々的にやっていただければいいかなと、こんなふうに思います。

それで、主要施策説明書 3 8 ページのブランド強化という大きなテーマなのですが、今、お話にありましたような内容も含めて、ほかにもいろいろな取り組みがあったと思うのですけれども、ブランド力というものは、いろいろな手を打ってきて、どういうふうに強化されてきたのか、どういうふうに判断されているのかお尋ねいたします。

大久保販売・輸出支援室長 ここにいろいろな事業を記載させていただいておりますが、産地見学会、それからトップセールス、こういったものを通じまして、山梨県の最高品であります逸品農産物、この取り扱い店舗をしっかりと拡大をしていくと。その取り扱い店舗におきまして、逸品農産物のキャンペーンというものをしっかりと展開していただくことによりまして、山梨県の農産物イコール高品質だという消費者のイメージの強化が図られ、山梨県農産物のブランド力の強化につながっているというふうに考えております。以上でございます。

清水委員

ありがとうございました。ブランド力というのが、意外と我々日常使うのですけれども、意外と曖昧で、何をブランド力というのかよくわからないのですけれども、今言われたように、高品質をテーマにするとか、そういった、どこに重点を置いて山梨県のブランド力を上げていくかという、そういう重点主義というのもまたすごく重要だと思いますので、そういう視点も加味して今後、業務推進をお願いしたいと思います。以上です。

（審査の結果及び意見について）

小越委員

審査に対する意見について御質問させていただきます。歳入歳出決算審査意見書まず 3 ページ、歳入の中ほど、少し上段にあります、この記載について監査委員のご意見をお伺いします。真ん中のところに、「我が国の経済状況は平成 28 年 8 月に内閣府が公表した月例経済報告によると、景気は、このところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされている。同様に本県経済情勢についても、雇用情勢の改善が続く中で、景気が持ち直していくことが期待されるが、海外景気の下振れ懸念に引き続き留意する必要がある。」で、その次に、「こうした経済動向の中で、県の財政基盤の安定を図るため、企業誘致など県内経済の活性化を図る施策を積極的に推進し、県税をはじめとした自主財源の充実、確保に努められたい」とあります。そこで、こういうふうな記載はどのような根拠に基づいてされたのでしょうか。

渡辺監査委員事務局次長

「海外景気の下振れ懸念に引き続き留意する必要がある」等の経済状況につきまして、その根拠は、8 月に内閣府が公表した月例経済報告において、「先行きについては、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さが見られており、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。」とされたこと。また、8 月に甲府財務事務所が公表しました最近の山梨県の経済情勢において、「先行きについては、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れ懸念に引き続き注意する必要がある。」とされたことの 2 点と承知しております。

小越委員

内閣府の発表や動向に基づいて海外景気の下振れとかってありますけれども、実はその前の平成 26 年度にも同様のことが監査委員の意見書に載っております。中国経済、海外景気の下振れに引き続き留意する必要があるとあるのですけれども、平成 26 年と平成 27 年度で同様の意見なのですけれども、平成 27 年度はどこが違うのでしょうか。

渡辺監査委員事務局次長

26 年度も同じような考え方で記載しております。従いまして、27 年度も基本的には同じような意見と承知しております。以上でございます。

小越委員

そうしますと、最後のところに、今後の自主財源の確保に努められたい。県税をはじめとした、とあるのですけれども、法人の上位 20 社で山梨県の県税の 50% を占めるといふふうにお聞きしました。そうしますと、今、海外情勢のところは中国はじめアジアの傾向、今日のアメリカのことも心配されるのですけれども、それによって海外経済の見通しが今後どうなっていくのか、そして個人所得が増えない中ではどうしていくのか、今後の見通しについて監査委員として御意見がありましたらお聞かせください。

渡辺監査委員事務局次長

一般会計の歳入の今後の見通しにつきましては、持ち直しが期待される一方、海外景気の下振れ懸念に留意する必要があるとしており、今後の経済動向の影響を勘案しながら、県税をはじめとした自主財源の充実、確保に努められたいという趣旨と承知しております。以上でございます。

小越委員

この歳入歳出決算審査意見書の 12 ページにあります②のところは、財政調整基金、主要 3 基金の平成 27 年度が前年度と比較して 14.6% 増加し、882 億円になっています。その次ですね、基金の運用については、預貯金をはじめ債券等

の金融商品が低金利を余儀なくされるということから、複数の基金をまとめて運用するなどというふうにあるのですけれども、これはどのような意図なのでしょう。

渡辺監査委員事務局次長 意見書の「複数の基金をまとめて運用するなど、新たな運用方法を検討」についての御質問と申しますが、現在、基金につきましては、基金ごとに所管課が預金や債券により運用を行っております。しかしながら、各種金融商品が過去にない低金利で、運用益が少なくなっていることから、複数の基金をまとめて一括運用することにより、スケールメリットを確保した上で、長期的な資金見通しを立てることによって、少しでも多くの運用益が得られるよう検討を求めたものと承知しております。なお、複数の基金をまとめて運用することにより、運用益だけでなく、各基金の運用事務が集約され、事務が軽減されるというメリットも生まれるものと承知しております。以上でございます。

小越委員 そのことについて、部局審査の中で出納局は低金利だからまとめても同じ低金利だと、別々のほうがいいんじゃないかという御意見もあったのですけれども、そこについての監査委員との見解の相違についてはどうお考えでしょうか。

渡辺監査委員事務局次長 出納局のお考えもあると思いますけれども、全国的には既に 23 の都道府県において、複数の基金を一括、あるいは一部まとめて運用している実態がございます。とともに、運用益だけでなく、事務の軽減の面からも、複数の基金をまとめて運用するなど、新たな運用方法の検討を求めたものと承知しております。以上でございます。

小越委員 3 基金が 882 億円になっております。先ほど、運用をまとめてやったほうが事務的にも軽減されるという話なのですけれども、例えば主要 3 基金を財政調整基金にだけまとめてどこにでも使えるようにするとかというふうに、基金の使い道を一本化するとか、基金を相互乗り入れするとか、そういうことはお考えにならないのでしょうか。

渡辺監査委員事務局次長 基金とは、特定の目的のために資金を積み立てて運用し、その目的のために活用するものであります。したがって、より有利な運用方法によって得られた資金を基金の目的に沿った事業展開が図られるよう積極的に有効活用することを要望しているものでございまして、用途につきましてまで言及したものではないと承知しております。以上でございます。

質 疑

企業局関係

（地域振興事業会計について）

猪股委員

地域振興事業会計について 1 点、質問させていただきます。公営企業決算書の 7 7 ページ、それから主要施策説明書、1 4 0 ページにございます。それから公営企業会計決算審査意見書 3 1 ページに説明がございましたけれども、公営企業に対して質問させていただきます。

平成 2 6 年度から新たな指定管理のもとで運営され、昨年度の利用者数は前年対比 1 万人増加した。しかし、これはグラウンド・ゴルフなどのレジャー利用者が増加したためであり、中核事業であるゴルフ場事業においては減少しております。依然として厳しい経営状況を余儀なくされているのが現状でございます。昨年度の決算では、約 6 0 0 万円の単年度黒字となっているものの、この指定管理者からの納付金 1 億 5, 0 0 0 万円の収入によるものです。そこで、過年度から累積欠損金 3 5 億を抱える現状を踏まえ、また、平成 3 0 年度までの指定管理期間、それも見据えた中で丘の公園の運営やあり方について検討を急ぐ必要があると考えますが、今後の展望について伺います。よろしく願いいたします。

清水総務課長

指定管理者からの事業報告や現地調査、また、直接意見交換をする機会を通じまして、施設の経営状況や課題などを把握し、利用者を増加させるための施設整備や指導などを行ってきたところでございます。しかしながら、開業から 3 0 年が経過するとともに、施設の老朽化、あるいは人口減少、少子高齢化の進行による利用者の減少などによりまして、丘の公園の経営の状況は依然として厳しく、今後の次期指定管理に向けて、これらを踏まえた運営形態を検討していく必要がございます。このため、これまで行ってきた企業局内の検討に加え、専門的かつ幅広い見地から御意見をいただくため、外部有識者や地元関係者で構成する丘の公園あり方検討委員会を今月中に立ち上げ、平成 3 0 年度に公募する予定の次期指定管理の具体的な管理運営内容等について検討を進めてまいります。以上です。

猪股委員

単年度で 6 0 0 万円の黒字と出ていますけれども、累積欠損金が 3 5 億円と、大分多額でございますので、3 0 年からの、今度、新しく指定管理を受けられる方の経営状態も考えた中で、おそらくこれは大変厳しいもので、3 5 億という金額を減らしていくにはとても厳しいと思います。そこで、今後、いろいろ県で抱える問題、大変な金額の大きな面、重荷になっている部分を考えた中では、ある程度の踏ん切りというか、切りかえも必要ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

清水総務課長

やはり今の仕組みでいきますと、1 億 5, 0 0 0 万円の指定管理者納入金を入れていただきまして、その中で借地料、それから今までの借金を返していくというような形をとっております。その中で必要な修繕等の経費を捻出して対応しているところなのですが、やはりこれについては 1 億 5, 0 0 0 万円が大きいというような話もございますし、また、規模についてはどうかという話も出てくるかと思えます。やはり専門的知見をぜひお借りしながら、有効な手段を講じられるよう検討してまいりたいと考えております。

猪股委員

指定管理に参加する、その指定管理者、これは応募がないような形になるというおそれもあるんですよ、これ。こういった中である程度の決断も必要かと思うんですよ。その辺もこの 3 0 年を過ぎたときに指定管理をかけるとき、どのような考

えで進めていくのか、その辺はお答えになれますか。

清水総務課長　やはり施設の老朽化も激しい、それから今後、ゴルフ人口も減っていくことが予想されるというようなことを考えますと、大分大がかりな変革をしていかなければならないだろうということは予想しております。そこら辺は現状をよく、あり方検討委員会に御説明した上で、専門的知見をいただきながら、その対応を考えてまいりたいと考えております。

猪股委員　丘の公園のゴルフ場につきましては、私もたまに利用させていただいておりますが、芝のぐあいとかそういうのが大分傷んでいるんですね。その辺でおそらく今、言われたとおり、説明があったとおりなんですけど、大分費用がかかるという解釈で私も見てます。その辺を十分考えていただいて、今後の方針をしっかりと計画立てていただきたいと思います。以上です。終わります。

（電気事業の収益強化について）

早川委員　公営企業会計決算書の 4 ページについて。電気料の収益について。そもそも企業局の収益の中で大きく、電気料収入が約 36 億円で、多分、温泉事業が 1 億 3,000 万円、地域振興事業が、先ほど質問あったのが 1 億 5,000 万円、主力である電気事業の収益力の改善についてお伺いします。決算書の 4 ページの電気料収入が 36 億円余あるのですけれども、その中身についてなののですけれども、27 年度の県営の 23 カ所、発電所があると思います。この電力を供給した中で、これ、いつもすみません、質問しているのですけれども、東京電力に売電、電気を売っていることの既定のもの、一般競争入札により供給しているものがあると思うんですね。この 27 年度。要するに競争入札と東京電力にフィックスで売っているものとの割合と売電単価はどのぐらいだったのかまず伺います。

浅川電気課長　平成 27 年度の県営 23 発電所の供給電力量につきましては、公営企業会計決算書の 21 ページに記載してございますけれども、合計で 5 億 2,157 万 9,133 キロワットアワーの電力を供給いたしました。このうち、従来から東京電力に供給している発電所につきましては 21 カ所あるのですけれども、そのうち、西山など 18 発電所の供給電力量は 5 億 1,845 万 1,560 キロワットアワーで、全体の供給電力量の 99.4% を占めておまして、その単価につきましては、1 キロワットアワー当たり 7 円 37 銭となっております。

残りの小水力 3 発電所につきましては、固定価格買い取り制度によりまして契約をしております。供給電力量につきましては、300 万 3,741 キロワットアワーで、全体の供給電力量の 0.58% となりまして、平均単価は 27 円 16 銭となっております。

最後に、一般競争入札により売電を行っております小水力の 2 つの発電所につきましては、その供給電力量が 12 万 3,827 キロワットアワーで、全体の供給電力量の 0.02% となりまして、売電単価につきましては、固定価格買い取り制度を適用できる発電施設であることから、平均単価につきましては 36 円 71 銭となっております。以上でございます。

早川委員　答弁では、7 円と 27 円と 36 円ということだったのですけれども、27 年時、市場で平均的にもうちょっと高いと思うんですけど、要は、東電のフィックスよりも高いと思うんですが、市場での一般単価、電力の単価はどれぐらいだったのか、わかればお願いします。

浅川電気課長 2005年4月1日から日本卸電力取引所というのが開設されてきて、そちらのほうで電力の取引がされておりますけれども、昨年、平成27年度の取引価格につきましては、24時間の平均の価格で申し上げますと、1キロワットアワー当たり9円78銭となっております。以上でございます。

早川委員 これは9円ということですね。理由はあると思うので次に聞くのですけれども、一般的には東京電力へ売電している部分を9円ですね。2円ぐらいもうかっていると思うので、その部分で競争入札で売電単価を上げていくことが売電額が多い本県にとっては利益だと思うんですね。実際に、東京電力を解約して、東京都とか新潟県やなんか億単位、新潟県なんて十数億利益を企業局、公営電気が上げていると思うんですが、この27年度についてもそういうふうには東京電力から高い電力会社への乗りかえというのは考えなかったのか伺います。

浅川電気課長 この4月から電力の小売りの全面自由化とか、卸規制の撤廃など、国が進める電力システム改革が始まりました。それにあわせて、県営電気事業を取り巻く環境が大きく変化しているということもありましたので、安定した経営を継続していくために、一般競争入札を導入して、収益の強化を図ることにつきましても、昨年度検討いたしました。しかしながら、本県の場合は東京電力と締結しております電力受給基本契約が平成35年度までとなっているため、その解消には多額の補償金を必要とすること、また、計画した電力量を確実に供給しなければならないことなど、一般競争入札を導入するためにはさまざまな課題を解決する必要があるございました。

このようなことから、引き続き東京電力に売電していくとともに、東京電力とも別途協議をしまして、本年4月から製造業を対象に一定の電力料金を低減する仕組みとしまして、やまなしパワーの共同運営を開始したところでございます。以上でございます。

早川委員 東京電力に違約金が発生して損をしちゃうということなのですが、それは随時またチェックして、絶対できないということじゃなくて、できるようなタイミングがあればちょっと考えていただきたい。そういった意味で、東京電力と競うよりも、東京電力と連携をして先ほどお話があったように、やまなしパワー開設ということがあると思うのですけれども、この27年度公営企業会計決算審査意見書にも書いてあるのですけれども、やまなしパワーは本県の電気事業収入の増加にもつながる。具体的なこのやまなしパワーについて、27年度の決算を踏まえる中でどうなのか、また、これ、従前からやっているのですけれども、新規の企業の誘致、立地とか、経営拡大企業の募集を継続していると思うのですけれども、決算に絡めて、引き続きの進捗状況で今後どういう企業誘致とか設備投資につなげるために取り組んでいくか、今後の展望ですね、その辺についてどう生かしていくのかお伺いして終わります。

浅川電気課長 初めに、やまなしパワーの運営によります電気事業の収入増加でございますけれども、やまなしパワーの共同運営によりまして、県内への新規立地や既存企業における経営拡大が促進され、東京電力にメリットがあった場合にその一部を県の売電収入に加算する形で還元していただくことになっておりますけれども、詳細につきましてはやまなしパワーの応募状況を踏まえながら今後協議していくことになっております。

続きまして、新規立地企業や経営拡大企業の状況でございますけれども、新規立地企業や経営拡大企業につきましては、製造業に加えまして、情報サービス業や旅

館・ホテルなどを対象に、年間で約 1 億 2,000 万キロワットアワーの電力供給を予定しております。10 月末までの供給状況でございますけれども、製造業の新工場の建設や旅館・ホテルの増改築など、経営拡大を図ろうとする 11 社に対しまして約 3,800 万キロワットアワーを供給しております。また、現在、7 社、約 1,800 万キロワットアワーについて審査を行っているところでございます。

最後になりますけれども、今後の取り組みでございますが、県内への企業誘致や設備投資については県としても東京電力としてもメリットがあることから、やまなしパワーの周知のため、業界への広告や東京電力の営業網を活用した PR を行うなど今後も引き続き募集につきまして最大限努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

以 上

決算特別委員長 望月 勝